

障害者の自立を支援

新サービス体系が10月から始まり

これまでは身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類や程度により、受けられる福祉サービスの内容が決められていました。障害者自立支援法に基づき、どの障害の人も共通の福祉サービスを受けられる、新しいサービス体系への移行が10月から始まり

●新しいサービスのしくみ

複雑に組み合わせられていた福祉サービスが一つになり、障害者の地域での自立した生活を総合的に支援します。

サービスは、個々の障害程度や勤労すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」とに大別されます。

の内容」をご参照ください

●福祉サービスの利用の仕方

申請は市福祉事務所（金浦・象潟地域の人は各庁舎市民サービスセンター）に行います。障害者支援施設などに入所している人は、入所前に住んでいた市区町村に申請することになります。

①相談
サービスが必要な場合は市に申請します。

②申請
支給の申請をすると、現在の生活や障害の状況について、本

人や家族の方から聴き取り調査（アセスメント）が実施されます。

③審査・判定

調査の結果をもとに、市障害者自立支援認定審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害程度区分）が決まります。

④認定・通知

障害程度区分と申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり次第、通知され

受給者証

サービスの支給が決定されると受給者証が交付されます。受給者証にはサービスを利用するのに必要で大切な情報が記載されています。

障害福祉サービス受給者証	
番号	
受給者	フリガナ 氏名 生年月日 フリガナ
児童	氏名 生年月日 交付年月日
支給開始年月日	
支給終了年月日	
支給区分	

(二) 支給決定の内容		(三) 支給決定の内容	
支給決定期間	年 月 日～年 月 日	支給決定期間	年 月 日～年 月 日
加算人員		加算人員	
支給量等		支給量等	
共同生活費		共同生活費	
利用費	1割	利用費	1割
負担割合		負担割合	
特例事項		特例事項	
不備欄		不備欄	

受給者証が交付されます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。サービス利用に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者に相談してサービス利用計画を作成します（作成費は無料です）。

⑥サービス利用

サービスの利用を開始します。

◇福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生活活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します

●福祉サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決まられていますので、負担が重くなりすぎないようになっています。残りの9割は国と市が負担するしくみです。

▽負担の軽減

・同じ世帯にサービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。

・資産（預貯金等）が一定以下の人は、個別の減免や社会福祉法人の減免があります。

▽施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

※ただし、施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の人は、申請により補給給付が支給され、負担が軽減されます。

◇自己負担の上限額

区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	住民税非課税世帯の人	37,200円

